


議案第81号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めたいので議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

朝来市長 藤岡 勇

損害賠償の額 17,540円  
事案判明日 令和3年5月26日  
損害賠償の相手方 

提案理由要旨

損害賠償の相手方が提出した有料道路障害者割引申請書を、市で受け付けたにも関わらず、西日本高速道路株式会社に必要書類である「ETC利用対象者証明書」を送付することを怠ったことにより、半額割引が約2年に渡って受けられず、損害を与えたことについて示談をするため、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。